

倒産・解雇などで離職された方の国民健康保険税の軽減について

倒産・解雇または雇い止めなどにより離職された65歳未満（離職日時点）の方が、国民健康保険に加入される場合、手続きすることで国民健康保険税が軽減されます。

印鑑、雇用保険受給資格者証（ハローワークで発行）を持参して、住民課保険医療グループ窓口で手続きしてください。（国民健康保険加入後でも手続き可能です。「雇用保険受給資格者証」を受け取り次第、速やかに手続きしてください。）

雇用保険受給資格者証（例）				（第1面）	
1. 支給番号		2. 氏名			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号	
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 -)					
理由コード 11・12・21・22・23・31・32・33・34 が対象となります。					
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由	
				11	
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限	

非自発的失業者に係る軽減措置について

軽減額	国民健康保険税を計算する時に前年の給与所得を100分の30とみなして計算します（年金など給与以外の所得は、軽減対象となりません。）。
軽減期間	離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで（国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険の資格を失うと終了します。）

軽減の対象となる離職の理由は次のとおりです。

離職理由コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

※ 高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

（お問合せ先：扶桑町役場住民課保険医療グループ 電話番号：0587-93-1111）